

敦賀市観光振興計画策定等業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 5 月

敦 賀 市

1 業務の趣旨及び目的

本業務は、当市の観光施策の指針としての役割を担っている「敦賀市観光振興計画（令和5年3月策定）」の計画期間が令和7年度で満了となる。現在の敦賀市観光振興計画に加え、具体的な取り組み方策や行動指針をまとめた「北陸新幹線敦賀開業に向けた敦賀市行動計画（令和2年3月策定）」等の検討結果を踏まえ、北陸新幹線敦賀開業を契機とした当市への観光来訪者の維持拡大等を図り、当市の持続可能な観光戦略の方針を立てるため新たな観光振興計画を策定することを目的とする。なお、次期計画は令和8年度から運用開始とし、計画期間を5カ年とする。

本業務の目的を達成するためには、専門的な知識と実績に加え、様々な調査手法の中から当市にとって効果的な企画立案を行い、それらを適格に実行する能力が求められることから、業務の受注者を選定するに当たり、プロポーザル方式により事業者の提案を総合的に評価し、最も優れた者を業務委託契約の候補者として選定する。

2 公募概要

(1) 業務名

敦賀市観光振興計画策定等業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 業者選定方法

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(5) 提案上限額

4,840,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

ただし、この金額は予定価格を示すものではない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者（複数団体による連合体（以下「共同事業体」という。）又は単体法人とする。共同事業体の構成員を含む。）は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 福井県において指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (7) (5)又は(6)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

4 スケジュール（予定）

	内容	日程
①	公募開始及び募集要項配布期間	令和7年5月20日（火）から 令和7年6月9日（月）午後5時まで
②	プロポーザルに関する質問書受付期間	令和7年5月20日（火）から 令和7年5月27日（火）午後5時まで
③	質問書に対する回答期限	令和7年5月30日（金）午後5時
④	企画提案書類の受付期間	令和7年5月20日（火）から 令和7年6月9日（月）午後5時まで
⑤	企画提案書類の審査及び プレゼンテーション	令和7年6月中旬（予定）
⑥	審査結果の通知	令和7年6月下旬

5 申込方法

(1) 募集要項等の配布

本募集要項及び関係資料は、以下の場所において配布する。

また、敦賀市ホームページにおいても公開する。

ただし、以下の場所における配布は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

所在地 〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市役所3階 まちづくり観光部観光誘客課

(2) 質問書の受付及び回答

「質問書」（様式6）に要旨を簡潔にまとめ、11の担当部署のメールアドレス宛てに、Eメールにて送信すること。電話での質問は認めない。

また、質問に対する回答は、敦賀市ホームページに掲載するとともに、令和7年6月9日（月）まで担当部署において閲覧することができる。

なお、回答は、本募集要項及び仕様書を補足・修正するものとして取り扱う。

(3) 企画提案書類の提出

企画提案書類は、6の作成要領に定める一式とし、持参又は郵送並びにEメールにより、受付期間中に11の担当部署に提出すること。

ただし、提出は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、郵送並びにEメールの場合は令和7年6月9日（月）午後5時必着とする。

また、企画提案書類は1案に限るとともに、持参・郵送の場合は紙媒体2部（正本・副本各1部）、Eメールの場合は電子データで提出すること。なお、提出期限以後の企画提案書類の追加、訂正は一切認めない。

(4) 共同事業体で提案する場合

共同事業体で提案する場合は、全体の意思決定及び業務管理等に責任を持つ代表構成団体を決め、当該団体が企画提案書類の提出を行うこと。

また、「共同事業体構成表」（様式2）を提出するとともに、代表とならない構成団体が代表構成団体へ本プロポーザルの提案及び契約関係に関する一切の権限を委任している旨

が記載されている「共同事業体委任状」（様式3）を提出すること。

6 企画提案書類の作成要領

記載事項	内容に関する留意事項
(1)参加申請書兼企画提案書 (表紙)	①商号又は名称、代表者氏名、所在地、担当者氏名、連絡先を記載すること。(共同事業体で提案する場合は、代表構成団体の会社名等を記載すること。) ②A4判1頁
(2)参加資格確認事項申告書 (様式1)	①本募集要項の3の参加資格について、該当及び非該当を申告すること。(共同事業体で提案する場合は、代表構成団体にて該当及び非該当を申告すること。) ②A4判1頁
(3)共同事業体構成表 (様式2)	①共同事業体で提案する場合は、当該様式を提出すること。 ②共同事業体における代表構成団体及びその他構成団体の会社名、代表者名等を記載すること。 ③A4判1頁。ただし、その他構成団体が多数に及ぶ場合はこの限りではない。
(4)共同事業体委任状 (様式3)	①共同事業体で提案する場合は、当該様式を提出すること。 ②共同事業体における代表構成団体及びその他構成団体の会社名等を記載すること。 ③A4判1頁。ただし、その他構成団体が多数に及ぶ場合はこの限りではない。
(5)類似業務の受注実績 (様式4)	①過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日）の類似業務の受注実績を記載すること。(共同事業体で提案する場合は、代表構成団体及びその他構成団体の受注実績を記載すること。) ②実績として記載した業務の契約書及び仕様書の写しを正本1部に添付すること。 ③枚数は必要に応じて追加すること。 ④その他記載方法については様式4を参照すること。
(6)業務の企画提案 (様式自由)	①別紙仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。 ②記載に当たり、概念図、イラスト、写真等を用いることは可とする。
(7)工程計画（実施フロー）・ 実施体制 (様式自由)	①実施体制については、事業実施計画の実現性と工程等の適切性を明示すること。 ②A4判2頁以内又はA3判1頁以内。
(8)見 積 書 (様式5)	①本業務の実施に必要な経費を <u>税抜き</u> で記載すること。 ②仕様書「業務内容」の各項目に対応する内訳書（任意様式）を添付すること。

7 審査及び選定方針

(1) 審査方針

敦賀市観光振興計画策定等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書類及びプレゼンテーションの審査を行う。

(2) 選定方針

審査委員会において、企画提案書類及びプレゼンテーションについて別表の審査項目等に基づき、評価、採点し、その結果、評点の最も高かった者を契約候補者として選定する。ただし、最高得点となった者が複数ある場合は審査委員で協議の上、選定する。

なお、最高得点となった者が審査委員会の定める基準点に満たなかった場合は、契約候補者を選定せず、選定方法を見直した上で、再公募を行う。

(3) 参加承認の通知

提出書類確認後、本プロポーザルへの参加の承認及びプレゼンテーションの日時と場所について令和7年6月10日（火）午後5時までにEメールにて通知する。

(4) プレゼンテーションの実施

提出のあった提案について、審査委員会に対しプレゼンテーションを行う。

ア 実施予定日

令和7年6月中旬

※時間、場所等は、対象となる事業者へ別途連絡する。

イ 出席者

プレゼンテーションの出席者は3名以内とする。

外部コンサルタントや提案者と業務提携をしている事業者は認めない。

ウ 持ち時間

機器の接続、質疑応答10分程度を含めて30分以内を予定。

なお、持ち時間は参加事業者数により変更となる可能性がある。

エ その他

プレゼンテーションは提出した素案に沿って行うこととし、提案内容の説明等を行うものとする。なお、プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーンについては市で準備を行う。（※プロジェクターとパソコンの接続ケーブルの端子はHDMI端子）プレゼンテーションに必要なその他の機器については、参加者で用意を行うこと。

(5) 審査結果の通知

ア 審査結果については、令和7年6月下旬頃に企画提案書類提出事業者に書面にて通知する。

イ 審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

8 契約の締結

上記7で選定された者と契約締結の交渉を行う。契約が成立しない場合は審査委員会による評価点数が高い者から順に契約締結の交渉を行うこととする。

なお、本提案が採用されたことをもって、提案したすべての内容（金額・仕様・数量等）について契約を保証するものではない。

9 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書類等の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- (2) 企画提案書類等に記載すべき事項に不備があるもの
- (3) 企画提案書類等に虚偽、違法行為等の内容が記載されているもの
- (4) この要項に定める手続き以外の手法によって審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を求めたとき。
- (5) 提案者が3に定める参加資格を満たさなくなったとき。
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーションを欠席したとき。
- (7) その他審査委員会が不適格と認めるとき。

10 その他の留意事項

- (1) 提出された企画提案書類等は、一切返却しない。
- (2) 提出された企画提案書類等は、本プロポーザルの目的以外には使用できないものとする。
- (3) 提出された企画提案書類等は、敦賀市情報公開条例（平成11年敦賀市条例第14号）の規定に基づく公開請求があった場合には、対象文書として当該条例の規定に基づき公開（又は部分公開）するものとする。
- (4) 本プロポーザルに要する一切の費用は、全て提案者の負担とする。
- (5) 企画提案書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は全て提案者が負うものとする。
- (6) 本契約締結前に、契約候補者となった者が、本プロポーザル実施に際し談合その他不正行為を行ったと認められた場合は、本契約を締結しない。また、本契約を締結しないことに伴い、損害が生じても本市は一切責任を負わない。

11 担当部署

敦賀市 まちづくり観光部 観光誘客課

住 所：福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

T E L：0770-22-8128

F A X：0770-22-8184

Eメール：kankou@ton21.ne.jp

別表 審査項目

敦賀市及び業務に対する理解度、取組意欲		
No	審査項目	評価の視点・基準
1	敦賀市及び業務に対する理解度、取組意欲	・当市の現状、課題、事業目的を十分に理解し、仕様書の趣旨に沿った内容であるか。 ・事業への意欲・熱意が感じられるか。
2	企業実績 (類似業務の受注実績)	・地方自治体等の戦略（計画）策定等に関する業務の受注実績を有しているか。特に観光分野に知見を深めているか。
3	事業実施体制	・本業務の遂行に十分な人員体制が確保されているか。管理責任者は本業務と類似の事業を主担当として実施した経験を有しているか。 ・実行可能なスケジュールが示されているか。万一事務の進捗が滞った場合、市と十分協議し対応可能な体制等が検討されているか。
4	業務内容に関する企画提案	・当市の観光に係る現状分析及び課題等を踏まえた上で、次期計画に必要となる施策の設定手法について十分に検討されているか。
		・当市の観光に係る施策ごとの成果指標及び次期計画の推進を図るための目標設定の手法について十分に検討されているか。
		・策定委員会の運営について、当市の次期計画に対する関心や理解を高める効果的な提案がされているか。
		・その他、独自の提案がされているか。（仕様書に定めるもの以外で、効果的な追加提案があるか。）
5	見積額	・提案上限額以下か。 ・適正かつ必要最低限度の見積額となっているか。